

青森県報

号外第二十二号

平成十八年
三月二十七日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則……………

青森県社会福祉研修所規則を廃止する規則……………

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県立母子福祉センター利用規則を廃止する規則……………

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設規則の一部を改正する規則……………

辺地における県有役肉用雌牛の無償貸付け等に関する条例施行規則を廃止する規則……………

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県水族館規則の一部を改正する規則……………

教育委員会

青森県青年の家規則を廃止する規則……………

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例及び青森県武道館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………

(人事課) …… 一

(健康福祉政策課) …… 一

(保健衛生課) …… 二

(みらい課) …… 二

(障害福祉課) …… 三

(畜産課) …… 三

(港湾空港課) …… 三

(同) …… 四

(同) …… 四

(同) …… 八

(公営企業局) …… 二〇

(生涯学習課) …… 二〇

(スポーツ健康課) …… 三三

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則…………… (文化課財) …… 三

人事委員会

人事委員会規則七・一九〇(平成十八年改正条例附則第六項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員)の給料の切替え…………… (職員課) …… 三

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(平成十五年六月青森県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

「青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に、「部の」を「部及び局の」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県社会福祉研修所規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県社会福祉研修所規則を廃止する規則

青森県社会福祉研修所規則（昭和五十年四月青森県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十五年三月青森県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第十二条までを削る。

第十三条第一項中「第十九条第三号」を「第九条第三号」に改め、同条第二項中

「第十九条第四号」を「第九条第四号」に改め、同条を第三条とする。

第十四条第一項中「第二十条第一項」を「第十条第一項」に、「第九号様式」を

「第一号様式」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第十条第二項」に、「

第十号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第四条とする。

第十五条中「第二十一条第四項」を「第十一条第四項」に、「野犬等を捕獲した場

所を管轄する健康福祉こどもセンター」を「青森県動物愛護センター」に改め、同条

を第五条とする。

第十六条中「第二十一条第五項」を「第十一条第五項」に、「第十一号様式」を

「第三号様式」に改め、同条を第六条とする。

第十七条第一項中「第二十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第七

条とする。

第十八条第一項中「第二十二條第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第八

条とする。

第十九条中「第二十三条」を「第十三条」に、「第十二号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第九条とする。

第二十条中「第二十五条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十三号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第十条とする。

第二十一条を削る。

別表第一から別表第三までを削る。

第一号様式から第八号様式までを削る。

第九号様式中「第1条」を「第4条」に、「第20条第1項」を「第10条第1項」に

改め、同様式を第一号様式とする。

第十号様式中「第1条」を「第4条」に、「第20条第2項」を「第10条第2項」に

改め、同様式を第二号様式とする。

第十一号様式中「第16条」を「第6条」に、「第21条第5項」を「第11条第5項」

に改め、同様式を第三号様式とする。

第十二号様式中「第19条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式の表中「第21条第

1項」を「第21条第1項」に、「第22条第1項」を「第12条第1項」に、「第21条

第1項」を「第11条第1項」に、「第19条」を「第9条」に改め、同様式の裏中「第22

条」を「第12条」に、「第23条 第21条第1項」を「第13条 第11条第1項」に改め、

同様式を第四号様式とする。

第十三号様式中「第20条」を「第10条」に改め、同様式の表中「第23条第1項」を

「第15条第1項」に改め、同様式の裏中「第25条」を「第15条」に改め、同様式を第

五号様式とする。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定（「野犬等を捕獲した場所を管轄する健康福祉こどもセンター」を「青森県動物愛護センター」に改める部分に限る。）及び第二十一条を削る改正規定は、同年四月一日から施行する。

青森県立母子福祉センター利用規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県立母子福祉センター利用規則を廃止する規則

青森県立母子福祉センター利用規則（昭和三十八年十一月青森県規則第八十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設規則の一部を改正する規則

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設規則（平成十七年十一月青森県規則第四百四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県医療療育センター規則

第一条中「青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例」を「青森県医療療育センター条例」に、「肢体不自由児・重症心身障害児施設」を「青森県立はまなす学園（以下「はまなす学園」を「青森県立はまなす医療療育センター」（以下「はまなすセンター」に改める。

第二条第一項、第三条第一項及び第四条中「はまなす学園」を「はまなすセンター」に改める。

第五条中「にはまなす学園」を「にはまなすセンター」に改め、同条第一号中「青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例第二条」を「青森県医療療育センター条例第二条第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「はまなす学園」を「はまなすセンター」に改める。

附 則

第六条第一項中「はまなす学園」を「はまなすセンター」に改める。

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

辺地における県有役肉用雌牛の無償貸付け等に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

辺地における県有役肉用雌牛の無償貸付け等に関する条例施行規則を廃止する規則

辺地における県有役肉用雌牛の無償貸付け等に関する条例施行規則（昭和三十五年十一月青森県規則第七十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則（平成十二年三月青森県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「下の口罫の」を削り、

部 外	部 外	部 外
	船舶検査所 青森市 第一号	船舶検査所 青森市 第一号

を

部 外	部 外	部 外
	港小型船舶用浮桟橋	船舶検査所 青森市 第一号

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月二十七日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則（平成八年三月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（大規模行為）」に改め、同条第四項中「第八条第二項第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、「又は水面」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第八条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に、「建築物等」を「工作物」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「第八条第

二項第一号」を「第六条第一項第二号」に、「建築物等」を「工作物」に改め、第一

号を削り、同項第二号中「前条第一号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号

とし、同項第三号中「前条第一号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第一号とし、

同項第四号中「前条第四号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項

第五号中「前条第五号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六

号中「前条第六号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中

「前条第七号」を「前項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項を同条第四項

とし、同項の前に次の三項を加える。

条例第六条第一項第一号の規則で定める建築物の規模は、高さ十三メートル又は建築面積千平方メートルとする。

2 条例第六条第一項第一号の規則で定める外観の変更の規模は、建築物の外観に係る面積の二分の一に相当する面積とする。

3 条例第六条第一項第二号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物

二 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（第四号の支持物に該当するものを除く。）

三 煙突、排気塔その他これらに類する工作物

四 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）

五 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物

六 広告板、広告塔その他これらに類する工作物

七 彫像、記念碑その他これらに類する工作物

八 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

九 自動車庫の用に供する立体的施設

十 アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設

十一 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設

十二 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設

第四条に次の二項を加える。

7 条例第六条第一項第六号の規則で定める規模は、高さにあつては五メートル、土地の面積にあつては千平方メートルとする。

8 条例第六条第一項第七号の規則で定める規模は、水面の面積にあつては三千平方

メートル、法面の高さにあつては五メートルとする。

第四条を第三条とする。

第五条から第十五条までを削る。

第十六条中「第十九条第一項」を「第十条第一項」に、「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第四条とする。

第十七条第一項中「第十九条第二項」を「第十条第二項」に、「施行方法」を「設計又は施行方法」に、「条例第十四条第一項第一号から第三号まで又は第六号の」を「景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第七項各号に掲げる」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第十条第二項」に、「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第五条とする。

第十八条中「第十九条第一項」を「第十条第一項」に、「第二十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第十九条中「第十四条第一項又は第十九条第一項」を「第十条第一項」に、「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二号中「特定行為又は」を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の六条を加える。

（弁明の機会の付与に係る通知）

第八条 知事は、条例第十一条第五項（条例第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

（代理人）

第九条 前条の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

（公共団体又は公共的団体）

第十条 条例第十二条第一項及び第十八条第二項の規則で定める公共団体又は公共的団体は、次に掲げるものとする。

- 一 日本郵政公社

二 独立行政法人雇用・能力開発機構

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構

四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

五 独立行政法人都市再生機構

六 独立行政法人緑資源機構

七 独立行政法人労働者健康福祉機構

八 青森県土地開発公社

九 青森県道路公社

十 青森県住宅供給公社

十一 社団法人青い森農林振興公社

十二 財団法人青森県フェリー埠頭公社

十三 市町村土地開発公社

十四 土地改良区及び土地改良区連合

（通常の管理行為又は軽易な行為）

第十一条 条例第十三条第二項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が十平方メートルを超えないもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが十三メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。）

二 建築物又は工作物の改築で、外觀の変更を伴わないもの

三 建築物又は工作物の外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積の合計が十平方メートルを超えないもの

四 仮設の建築物又は工作物で、存続期間が九十日を超えないもの新築若しくは新設、増築、改築若しくは移転又は外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

五 次に掲げる屋外における物件の堆積

イ 物件の堆積の用に供する土地の使用期間が九十日を超えない場合の当該土地における物件の堆積

ロ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での物件の堆積

（法令に基づく許可等を要する行為）

第十二条 条例第十三条第二項第三号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十三条の二第一項又は第

百二十七条第一項の規定による届出に係る行為

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項の規定による許可に係る行為

三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四条第一項又は第十四条第一項の規定による認可に係る土地区画整理事業の施行に係る行為

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による許可に係る行為

五 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第九条第三項又は第十条第三項の規定による認可、同法第十三条第三項又は第十四条第三項の規定による許可及び同法第二十六条第一項の規定による届出に係る行為

六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項の規定による届出に係る行為が指定するもの

七 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項の規定による許可及び同法第二十八条第一項の規定による届出に係る行為

八 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）第六条第四項に規定する特定認定に係る同条第一項に規定する森林保健機能増進計画に従って行う行為

（規則で定める行為）

第十三条 条例第十三条第二項第四号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第七条第二項の規定による認可、同条例第十条第三項の規定による許可及び同条例第十二条第一項の規定による届出に係る行為

二 青森県自然環境保全条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十一号）第十七条第四項の規定による許可及び同条例第十九条第一項、第二十四条第一項又は第三十条第一項の規定による届出に係る行為

三 青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定による許可及び同条例第十九条第一項（同条例第四十三条において準用する場合を含む。）又は第三十二条第一項の規定による届出に係る行為

四 良好な景観の形成に関する市町村の条例等（文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の規定に基づき市町村の条例を含む。）の規定により、許可、認可、届出等を要する行為が指定するもの

五 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

六 専ら地盤面下又は水面下において行う行為

2 当分の間、条例第十三条第二項第四号の規則で定める行為は、前項各号に掲げる行為のほか、国の機関、地方公共団体又は第十条各号に掲げる公共団体若しくは公共的団体が行う行為とする。

第二十条中「公告、告示、指定及び公示」を「指定及び告示」に改め、同条を第十四条とする。

別表中「第七条、第十六条」を「第四条」に改め、同表第一号中「建築物等の新築」を「建築物の新築」に、「移転若しくは撤去又は」を「若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更（以下「外観の変更」という。）又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転若しくは」に、「建築物等の位置」を「建築物又は工作物の位置」に、「建築物の移転若しくは撤去」を「建築物の移転」に、「建築物等の移転若しくは撤去」を「建築物又は工作物の移転」に、「建築物等の場所」を「建築物又は工作物の場所」に、「撮影位置」を「撮影の位置」に改め、同表第二号を次のように改める。

二 開発行為		二 開発行為	
現況写真	断面図	現況図	付近見取図
開発行為を行う土地の区域及びその周辺の状況が分	当該土地の縦断図及び横断図とし、その位置及び方向を計画平面図に明示すること。	(三)(二)(一) 方位 縮尺 開発行為後の法面の位置及び規模	(四)(三)(二)(一) 方位 道路 目標となる地物 位置 開発行為を行う土地の位置
		緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容を付記すること。	

六 埋立水面又は干拓 付近見取図 現況図	現況写真	配置図	五 屋外における物件の堆積 付近見取図 配置図	現況写真	六 埋立水面又は干拓 付近見取図 現況図

かるカラー写真とし、撮影の位置及び方向を計画平面図に明示すること。

別表第三号を削り、同表第四号中「鉱物の掘採又は土石の採取」を「土石の採取又は鉱物の掘採」に、「土地利用状況」を「土地の利用状況」に、「撮影位置」を「撮影の位置」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号中「区画形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓」を「形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）」、「区画形質の変更等」を「形質の変更」に、「区画形質の変更等」を「形質の変更」に、「土地利用状況」を「土地の利用状況」に、「区画形質の変更等の事後」を「形質の変更後」に、「区画形質の変更等の前後」を「形質の変更の前後」に、「区画形質の変更等の場所」を「形質の変更の場所」に、「撮影位置」を「撮影の位置」に改め、同号を同表第四号とし、同表に次の二号を加える。

を

屋外における物の集積又は貯蔵	建築物 用途 行為区分	用途 種類	用途 行為区分	用途 行為区分	用途 行為区分

第一号様式を削る。
 第二号様式中「第16条、第17条」を「第4条、第5条」に、「第19条第1項」を「第10条第1項」に、

計画平面図 (三)(二)(一) 縮尺 方位 道路 目標となる地物 水面の埋立て又は干拓 係る区域の土地利用状況	断面図	現況写真	現況写真	現況写真	現況写真

緑化措置を講ずる場合に於ては、その位置、種類及び内容を付記すること。

建築物	用途	新 築・増 築・改 築・移 転・ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)			
	行為 区分				
工作物	種類	新 設・増 築・改 築・移 転・ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)			
	用途				
開 発 行 為	開 発 行 為 区分	土石の採 取又は鉱 物の掘採	土地の 形質の 変更	屋外にお ける物件 の堆積 ^{たい}	水面の埋 立て又は 干拓

「景観形成」や「景観の形成」 「掘削方法」や「掘削又は掘削方法」 「
屋外における物の集積又は貯蔵」

鉱物の掘採 又は土石 採取	種 類	法面の高さ m	面 積	m ²
	種 類	法面の高さ m	面 積	m ²
土地の区画 形質の変更	目 的	法面の高さ m	面 積	m ²

を

開 発 行 為	目 的	法面の高さ m	面 積	m ²
	種 類	法面の高さ m	面 積	m ²
土石の採取 又は鉱物の 掘採	目 的	法面の高さ m	面 積	m ²

の変更	物 件 の 種 類	高 さ	面 積
屋外におけ る物件の堆 積		m	m ²

「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」 「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」 「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」

「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」 「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」 「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」

「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」 「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」

「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」 「第19条」 「掘採又は採取する主たる鉱物、岩石」や「採取又は掘採をする岩石、鉱物」

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 也

青森県規則第二十三号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則（昭和五十一年五月青森県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第四項若しくは第五項」を「第八条第五項若しくは第六項」に改め、同条第一号中「屋外広告物（以下「広告物」という。）」を「広告物」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二号及び第三号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第四条中「第七条第二項第一号及び第二号」同条第三項各号並びに同条第六項を「第八条第二項第一号若しくは第二号」第三項各号「第四項又は第七項」に改める。

第五条中「第七条第二項第六号」を「第八条第二項第六号」に改める。

第六条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第七条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第八条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第九条中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「第六号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第七号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第十二条とする。

第十条中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に、「第五号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(管理者等の届出)

第十条 条例第十四条第一項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等管理者届出書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十四条第二項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等表示者等氏名等変更届出書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

3 条例第十四条第三項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等滅失届出書(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

4 条例第十四条第四項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等表示者等変更届出書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。

第十三条を次のように改める。

(屋外広告業登録申請書等)

第十三条 条例第二十八条第一項の規定による屋外広告業登録(更新登録)申請書の様式は、第十二号様式による。

2 条例第二十八条第二項の規定による誓約書の様式は、第十三号様式による。

3 条例第二十八条第二項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 登録申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面(登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面)

二 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面

三 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及びその者が条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

第十七条を削る。

第十六条中「第十六号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条中「第三十条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条第一項中「第三十条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令

第十四条第一項第三号中「及び広告物を掲出する物件」を「の表示及び掲出物件の設置に関する工事」に改め、同条第三項中「第十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第四項中「前項の申込書」を「屋外広告物講習会受講申込書」に、「第二項各号の一に」を「同項各号のいずれかに」に改め、同条を第二十二条とし、第十三条の次に次の八条を加える。

(屋外広告業者登録簿の様式)

第十四条 条例第二十九条第一項の屋外広告業者登録簿の様式は、第十四号様式による。

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第十五条 条例第三十一条第一項の規定による屋外広告業登録事項変更届出書の様式は、第十五号様式による。

2 条例第三十一条第一項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 条例第二十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があつた場合 住民票の写し又はこれに代わる書面(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書)

二 条例第二十八条第一項第二号に掲げる事項に変更があつた場合(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

三 条例第二十八条第一項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面並びに新たに役員となつた者がある場合にあつては、同条第二項に規定する誓約書

四 条例第二十八条第一項第四号に掲げる事項に変更があつた場合 第十三条第三項第二号に掲げる書類及び新たに法定代理人となつた者がある場合にあつては、条例第二十八条第二項に規定する誓約書

五 条例第二十八条第一項第五号に掲げる事項に変更があつた場合(新たな業務主任者がある場合に限る) 誓約書

任者を選任することとなつた場合に限る。(第十三条第三項第三号に掲げる書類)

(屋外広告業廃業等届出書の様式)

第十六条 条例第三十二条第一項の規定による屋外広告業廃業等届出書の様式は、第十六号様式による。

(屋外広告業者登録簿等の閲覧)

第十七条 条例第三十四条及び条例第四十条第一項の規定により、屋外広告業者登録簿及び屋外広告業者監督処分簿(以下「登録簿等」という。)を一般の閲覧に供するため、屋外広告業者登録簿等閲覧所(以下「閲覧所」という。)を青森県県土整備部都市計画課に置く。

2 閲覧所の閲覧日は、青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。

3 閲覧所の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、指定された場所で閲覧するものとし、登録簿等を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

5 知事は、閲覧者が、前項の規定に違反したとき、若しくは登録簿等を汚損し、若しくはき損したとき、又はそれらのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧を禁止することができる。

(業務主任者資格の認定)

第十八条 条例第三十五条第一項第四号の規定による認定は、申請に基づき、次の要件を備えた者について行うものとする。

一 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する責任者として、申請の日において五年以上の実務経験を有すること。

二 申請の日前五年間に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令に違反したことがないこと。

2 前項の規定により申請をしようとする者は、屋外広告業務主任者資格認定申請書(第十七号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 実務経験に関する職歴を記載した書面

二 前項第一号の要件を備えた者を証する書面

三 前項第二号の要件を備えていることを誓約する書面

3 知事は、条例第三十五条第一項第四号の規定により認定したときは、屋外広告業務主任者資格認定書(第十八号様式)を交付するものとする。

(屋外広告業者登録票)

第十九条 条例第三十六条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録年月日

三 営業所の名称

四 業務主任者の氏名

2 条例第三十六条の規定による屋外広告業者登録票の様式は、第十九号様式による。(屋外広告業に関する帳簿)

第二十条 条例第三十七条の屋外広告業者の業務に関する事項で規則で定めるものは、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに、次のとおりとする。

一 注文者の氏名又は名称及び住所

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

四 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類、数量及び規模

五 請負金額

2 条例第三十七条の帳簿の様式は、第二十号様式による。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じて屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 第二項の帳簿は、各事業年度(事業年度の定めのない場合にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。)(の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間、営業所ごとに保存しなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿の記載事項)

第二十一条 条例第四十条第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 処分を受けた屋外広告業者の登録番号並びに営業所の名称及び所在地

- 三 処分の根拠となる条例の規定
 - 四 処分の原因となつた事実
 - 五 その他参考となる事項
- 本則に次の一条を加える。

(身分証明書)

第二十五条 条例第四十二条第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の身分を示す証明書の様式は、第二十三号様式による。

別表第一条例第七条第二項第一号の項中「第七条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に改め、同表条例第七条第二項第二号の項中「第七条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に改め、同表条例第七条第三項第一号の項中「第七条第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同表条例第七条第三項第二号の項中「第七条第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>条例第八條第四項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面積は、〇・五平方メートル以下であること。 二 広告物相互間の距離は、二メートル以上離すものであること。 三 立看板等にあつては、高さは一メートル以下であり、かつ、倒壊しないよう固定するものであること。 四 蛍光塗料を用いていないものであること。 五 表示期間は、三十日以内であること。 六 表示期間並びに表示者の名称及び連絡先を明示したものであること。
-----------------	--

別表第一条例第七条第六項の項中「第七条第六項」を「第八条第七項」に改め、別表一呼称表中「申請者 住所」を「申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」と、「第7条第四項、第7条第五項」の規定により、と「第8条第五項、第8条第六項」の規定により、と

住 所	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
セ	テ

別表一呼称表中「住所」を「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」と、「第10条第1項の規定により」と「第11条第1項の規定により、」と「第10条第1項の規定により」と「第11条第1項の規定により、」と「第10条第1項の規定により」と「第11条第1項の規定により、」と「第10条第1項の規定により」と「第11条第1項の規定により、」と「第10条第1項の規定により」と「第11条第1項の規定により、」と「第10条第1項の規定により」と「第11条第1項の規定により、」と「第10条第1項の規定により」と「第11条第1項の規定により、」

第四号様式の次に次の四様式を加える。

第5号様式 (第10条関係)

屋外広告物等管理者届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

屋外広告物等の管理者を置いたので、青森県屋外広告物条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

管 理 者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	〒	電話番号
		数量	m ² 、枚、個、張、基
広告物等の種類		年 月 日	第 号
許可の年月日及び番号			
広告物等の表示又は設置の場所			

- 注1 該当する事項を で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式 (第10条関係)

屋外広告物等表示者等氏名等変更届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

屋外広告物等の表示者 (設置者、管理者) の氏名 (名称、住所) を変更したので、青森県屋外広告物条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

新	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	〒	
旧	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	〒	
広告物等の種類		数量	m ² 、枚、個、張、基
許可の年月日及び番号		年 月 日	第 号
広告物等の表示又は設置の場所			

- 注1 該当する事項を で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式 (第10条関係)

屋外広告物等滅失届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

屋外広告物等が滅失したので、青森県屋外広告物条例第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた	広告物等の種類	数量	m ² 、枚、個、張、基	
	年月日及び番号	年 月 日	第 号	
滅失した	期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	広告物等の表示又は設置の場所			
事由	数量	m ² 、枚、個、張、基		

- 注1 該当する事項を で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式 (第10条関係)

屋外広告物等表示者等変更届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

屋外広告物等の表示者 (設置者、管理者) に変更があつたので、青森県屋外広告物条例第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

新 表 示 者 (新設置者、新管理者)	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	〒
旧 表 示 者 (旧設置者、旧管理者)	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	〒
広告物等の種類	数量	m ² 、枚、個、張、基
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
広告物等の表示又は設置の場所		

- 注1 該当する事項を で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

紙十一印禁止から紙十六印禁止までの対応に改める。

第 1 2号様式 (第 1 3条関係)

屋外広告業登録 (更新登録) 申請書

青森県収入証紙ちよう付欄
(消 印 禁 止)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

青森県屋外広告物条例第 2 7 条第 1 項 (第 2 7 条第 3 項) の規定による登録を受けたので、
次のとおり申請します。

区分	新規 更新	登録番号	青森県知事	第	年	月	号	
		登録年月日	第	年	月	日	日	
1	商号 (名称)	(フリガナ)						
2	氏 (法人にあつては、代表者の氏名)	(フリガナ)						
3	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒	(電話番号)				-	-
4	青森県の区域 内において営業 を行う営業所	名	称	所	在	地	電話番号	
		〒					-	
		〒					-	
		〒					-	
		〒					-	

5 業務主任者	氏 名	所属営業所の名称		資格区分
				(1)×(2)×(3)×(4)
				(1)×(2)×(3)×(4)
				(1)×(2)×(3)×(4)
				(1)×(2)×(3)×(4)
				(1)×(2)×(3)×(4)
				(1)×(2)×(3)×(4)
				(1)×(2)×(3)×(4)
				(1)×(2)×(3)×(4)
6 役員を執行する社員、取締役、執行役又は執行役員に準ずる者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
7 法定代理人	氏 名	(フリガナ)		
	住 所	〒	(電話番号)	
				-
8 他の地方公共団体における登録	地方公共団体の名称	登 録 番 号	登 録 年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

- 注 1 該当する事項を で囲むこと。
- 2 印の欄には、新規登録申請の場合は、記入しないこと。
- 3 資格区分の欄は、業務主任者が該当する青森県屋外広告物条例第 3 5 条第 1 項各号のいずれかに応じ、該当する番号を で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第13号様式（第13条関係）

誓 約 書

青森県屋外広告物条例第30条第1項各号に該当しないことを誓約します。

年 月 日

青森県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）[㊦]

第14号様式（第14条関係）

屋外広告業者登録簿	1 登録番号	青森県知事 第 号	
		年 月 日	年 月 日から 日まで
2 登録年月日及び有効期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日まで
3 商号（名称）	(1)	(フリガナ)	
	(2)	(フリガナ)	
4 氏名 （法人にあつては、代表者の氏名）	(1)	(フリガナ)	
	(2)	(フリガナ)	
5 住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	(1)	〒	（電話番号） - -
	(2)	〒	（電話番号） - -
6 青森県の区域内において営業を行う営業所	名 称	所 在 地	電話番号
	〒	〒	- -
	〒	〒	- -
	〒	〒	- -
	〒	〒	- -
7 業務主任者	氏 名	所 属 営 業 所 の 名 称	資格区分
			(1)(2)(3)(4)
			(1)(2)(3)(4)
			(1)(2)(3)(4)

注1 記名押印に代えて、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

8 役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)	職名	氏名	職名	氏名
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
9 法定代理人	氏名	(フリガナ)		
	住所	〒 (電話番号)	-	-
10 登録事項の変更の届出の内容				
受理年月日	変更年月日	変更事項	変更内容	
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
11 その他	他の地方公共団体における登録	地方公共団体の名称	登録番号	登録年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第 15 号様式 (第 15 条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

登録事項に変更があつたので、青森県屋外広告物条例第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号 (商 称)	青森県知事 第 号	登録年月日	年 月 日
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	(フリガナ)		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)	-	-
変更事項	変更内容		変更年月日
	変更前	変更後	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第16号様式(第16条関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所

氏名
(電話番号)

屋外広告業者に廃業等があつたので、青森県屋外広告物条例第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	青森県知事 第 号	登録年月日	年 月 日
商号(名称)	(フリガ)		
氏名(法人にあつては、代表者の氏名)	(フリガ)		
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒	(電話番号)	- -
廃業等の年月日	年 月 日		
廃業等の内容		屋外広告業者と届出者との関係	
1 死亡		1 相続人	
2 合併による消滅		2 法人を代表する役員であつた者	
3 破産手続開始の決定による解散		3 破産管財人	
4 2及び3以外の理由による解散		4 清算人	
5 屋外広告業の廃止		5 本人(法人を代表する役員)	

- 注1 該当する事項を で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

振十七印 禁定廿「第17条関係」や「第18条関係」に「認定申請書」や「屋外
広告業務主任者資格認定申請書」に「屋外広告物講習会修了者」や「青森県屋外広
告物条例第35条第1項第1号から第3号までに掲げる者」に「第17条第2項の
規定により」や「第18条第2項の規定により、」に添ふ。
振十二印 禁定廿「第17条」や「第18条」に「認定書」や「屋外広告業務主任
者資格認定書」に「第31条第1項第4号」や「第35条第1項第4号」に「屋
外広告物講習会の修了者」や「同項第1号から第3号までに掲げる者」に添ふ。 回 禁
定廿の次に添ふ。

第19号様式(第19条関係)

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商 号 (名 称)	
氏 名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
登 録 番 号	青森県知事 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営業所の名称	
この営業所の業 務主任者の氏名	

40センチメートル以上

35センチメートル以上

第20号様式(第20条関係)

注 文 者		氏 名 姓 名		番 号	
住所					
電話番号					
広告物等の 表示又は設 置の場所及 び年月日	場 所	年 月 日	年 月 日		
広告物等の 名称又は種 類、数量及 び規模	名 称 又 是 類 規 模	名 種 又 是 類 規 模	数 量	(たて) m x (よこ) m x (面数) = (合計面積) m ²	m ²
請 負 金 額					

第2-1号様式(第2-2条関係)

屋外広告物講習会受講申込書

青森県収入証紙ちよう付欄
(消 印 禁 止)

年 月 日

青森県知事 殿

写 真

申込者 住 所
氏 名
生年月日

屋外広告物等の講習会を受けたいので、青森県屋外広告物条例施行規則第2-2条第3項の規定により、申し込みます。

受 講 事 項	1 法令、表示の方法及び施工	2 法令及び表示の方法
	青森県屋外広告物条例施行規則第2-2条第2項の規定により講習を免除される資格	資 格 取 得 年 月 日

- 注1 写真は、申込み前6月以内に無帽、無背景で、かつ、正面から上半身を撮影した状態で4センチメートルよこ3センチメートルのをはり付けること。
- 2 受講事項の欄については、該当する番号を で囲むこと。
 - 3 免除される資格を有する場合は、資格証明書又はその写しを添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2-2号様式(第2-4条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証明書

住 所
氏 名
生年月日

年 月 日

上記の者は、青森県屋外広告物条例第4-1条第1項の規定による講習会を修了したことを証する。

青森県知事

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第23号様式(第25条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">青森県知事 印</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>上記の者は、青森県屋外広告物条例第42条第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p>
--	---

12センチメートル

9センチメートル

<p>青森県屋外広告物条例(抜粋)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、屋外広告業者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第42条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
--	---

(裏)

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県水族館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県水族館規則の一部を改正する規則

青森県水族館規則(平成十七年四月青森県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「水族館の」を「青森県営浅虫水族館(以下「水族館」という。)の」に改める。

第六条第一号を次のように改める。

一 青森県水族館条例第二条に規定する業務

第六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「調理運搬」を「管理」に改め、同条を同条第四号とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県青年の家規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県青年の家規則を廃止する規則

青森県青年の家規則(昭和三十四年四月青森県教育委員会規則第四号)は、廃止す

る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例及び青森県武道館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例及び青森県武道館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第五十号）及び青森県武道館条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第五十一号）の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

第十二条第一項第七号を次のように改める。

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧するとき。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 一九〇（平成十八年改正条例附則第六項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え）をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九〇

平成十八年改正条例附則第六項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え

(趣 旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第六項の規定に基づき、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給について定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 施行日の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（給与条例別表第四イの備考(一)又は口の備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた職員の施行日における号

給（以下「新号給」といふ。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」といふ。）が施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」といふ。）に応じた別表第一の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」といふ。）に応じて別表第一に定める号給
 - 二 旧級が行政職給料表の一級である職員 人事委員会の定める号給
 - 三 旧給料月額が別表第二に掲げられている職員 その者の施行日における職務の級（以下「新級」といふ。）、旧給料月額及び経過期間に応じて別表第二に定める号給
 - 四 新級が行政職給料表の十級となる職員のうち旧給料月額が別表第二に掲げられていないもの 新級の十五号給
 - 五 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給
- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表第一 旧級が行政職給料表の1級である職員以外の職員の新号給

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
5級	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
	383,000	109	110	111	112	113
	418,700	89	90	91	92	93
	429,200	77	78	79	80	81
7級	432,700	81	82	83	84	85
	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
	513,000	37	38	39	40	41
10級	517,400	41	42	43	44	45

警察職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
10級	517,400	41	42	43	44	45

2級	384,900	129	130	131	132	133
	387,400	133	134	135	136	137
	389,900	137	138	139	140	141
	392,400	141	142	143	144	145
3級	417,200	137	138	139	140	141
	428,200	109	110	111	112	113
	431,000	113	114	115	116	117
4級	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
	434,300	117	118	119	120	121
5級	437,300	121	122	123	124	125
	457,300	89	90	91	92	93
7級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
	487,000	69	70	71	72	73
8級	490,600	73	74	75	76	77
	500,900	53	54	55	56	57
9級	504,800	57	58	59	60	61
	522,000	37	38	39	40	41
10級	526,200	41	42	43	44	45

ウ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
2級	457,000	円	129	130	131	132	133
	459,800		133	134	135	136	137

エ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
2級	443,200	円	141	142	143	144	145
	445,600		145	146	147	148	149

オ 教育職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
4級	592,800	円	73	74	75	76	77

カ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
2級	371,700	円	113	114	115	116	117
	374,400		117	118	119	120	121
5級	579,900		69	70	71	72	73

キ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
2級	515,800	円	89	90	91	92	93
	519,200		93	94	95	96	97
3級	572,000		81	82	83	84	85
	576,100		85	86	87	88	89
4級	604,900		57	58	59	60	61
	609,500		61	62	63	64	65

ク 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額 円	新 級					
4級	386,900	9級	101	102	103	104	105
5級	424,900	10級	81	82	83	84	85
7級	491,600		49	50	51	52	53

ケ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額 円	新 級					
1級	321,000	161	162	163	164	165	
	322,800	165	166	167	168	169	
2級	369,600	149	150	151	152	153	
3級	396,600	121	122	123	124	125	
	408,600	105	106	107	108	109	
4級	411,000	109	110	111	112	113	
	428,900	85	86	87	88	89	
5級	431,400	89	90	91	92	93	

別表第二 旧級が行政職給料表の1級である職員の新号給

旧給料月額 円	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新 級	10級					
580,300	9級	10級	37	38	39	40	41
			14	14	15	15	15

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一 号 青 森 県
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭